コロナ-3

★令和5年度　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県名	長野県	電話番号	0265-22-4511	既配分額 国の令和4補正予算分(通常分)(交付限度額①、②、③)	1,930
地方公共団体名	飯田市	メールアドレス	iikaku@city.iida.lg.jp	既配分額 国の令和5予備費分(通常分)(交付限度額④)	20,169
都道府県・市町村コード(5桁)	20205			既配分額 国の令和5予備費分(重点交付分)(交付限度額⑤)	-
				既配分額 国の令和5予備費分(重点交付分)(交付限度額⑥)	365,038
				小計　⑤＋⑥	365,038
担当部局課名	企画部企画課			既配分額 国の令和5予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑦、⑧)	180,390
担当者氏名	近藤　みのり			既配分額 国の令和5予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑨、⑩)	15,033
				今回配分予定額 国の令和4補正予算分(通常分)(交付限度額①、②、③)	2,588
				今回配分予定額 国の令和5予備費分(通常分)(交付限度額④)	6,675
				今回配分予定額 国の令和5予備費分(重点交付分)(交付限度額⑤)	-
				今回配分予定額 国の令和5予備費分(重点交付分)(交付限度額⑥)	-
				小計　⑤＋⑥	-
				今回配分予定額 国の令和5予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑦、⑧)	70,050
				今回配分予定額 国の令和5予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑨、⑩)	-
				小計　⑤＋⑥	-
				配分予定額計 国の令和4補正予算分(通常分)(交付限度額①、②、③)	4,518
				配分予定額計 国の令和5予備費分(通常分)(交付限度額④)	26,844
				配分予定額計 国の令和5予備費分(重点交付分)(交付限度額⑤)	-
				配分予定額計 国の令和5予備費分(重点交付分)(交付限度額⑥)	365,038
				小計　⑤＋⑥	365,038
				配分予定額計 国の令和5予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑦、⑧)	250,440
				配分予定額計 国の令和5予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑨、⑩)	15,033
				配分予定額計	681,873
				移替先	総務省

交付限度額計	国の令和4補正予算分(通常分) 交付限度額①（令和4年12月補助裏分の本省報越分）	-
	国の令和4補正予算分(通常分) 交付限度額②（令和5年1月～3月補助裏分）	1,930
	国の令和4補正予算分(通常分) 交付限度額③（令和5年4月以降補助裏分）	2,588
	小計　交付限度額①＋②＋③	4,518
	国の令和5予備費分(通常分) 交付限度額④（令和4年4月28日通知分の本省報越分）	26,844
	国の令和5予備費分(重点交付金分) 交付限度額⑤（令和4年3月30日通知分）	-
	国の令和5予備費分(重点交付金分) 交付限度額⑥（令和5年3月29日通知分）	365,038
	国の令和5予備費分(低所得世帯支援枠分) 交付限度額⑦（令和5年5月通知分）	180,390
	国の令和5予備費分(低所得世帯支援枠分) 交付限度額⑧（令和5年12月01日通知分）	70,050
	小計　交付限度額⑦＋⑧	250,440
	国の令和5予備費分(低所得世帯支援枠分) 事務費　交付限度額⑨（令和5年5月通知分）	15,033
	国の令和5予備費分(低所得世帯支援枠分) 事務費　交付限度額⑩（令和5年12月01日通知分）	5,837
	小計　交付限度額⑨＋⑩	20,870
		667,710

No.	国の予算年度	補助事業単位	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分：通常交付金	交付金の区分：重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国の令和5予算分（交付限度額①、②、③）	B2 国の令和5予算分（交付限度額④）	B3 国の令和5予算分（交付限度額⑤）	B3' 国の令和5予算分（交付限度額⑥）	B4 国の令和5予算分（交付限度額⑦、⑧）	B4' 国の令和5予算分（交付限度額⑨、⑩）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④をおぐそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業等等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP,広報紙など）	参考資料	繰越①（地方単独事業に関連しているコロナ禍補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
													合計	1,149,365	1,110,785	122,818	146,431	-	583,425	250,440	7,671	-	38,580													
所得者世帯等給付金に係る給付金	1	R4	単	○	○	原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業【低所得者世帯給付金】		-	○	○	④-Ⅳ．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	250,890	250,890				450	250,440				①コロナ禍において物価高騰が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金 ③ ・令和5年度分の住民税均等割非課税世帯（8,032世帯）×30千円=240,960千円 ・生活保護世帯（令和5年度住民税が非課税である世帯に限る）（316世帯）×30千円＝9,480千円 ・家計急変世帯（令和5年中の収入が減少し住民税均等割非課税世帯等相当の収入となった世帯）（15世帯）×30千円＝450千円 ④ ・令和5年度分の住民税均等割非課税世帯（8,032世帯） ・生活保護世帯（令和5年度住民税が非課税である世帯に限る）（316世帯） ・家計急変世帯（令和5年中の収入が減少し住民税均等割非課税世帯等相当の収入となった世帯）（15世帯）	-	-	○	-	R5.6	R5.12	給付日標件数：7,800件	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html	令和5年3月29日付け内閣府事務連絡「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について」で原則的に支給対象とされている住民税均等割非課税世帯へ給付する。また、物価高騰の影響により生活困窮している家計急変世帯も支給対象とする。生活のあらゆる面で使用できるよう、金銭給付としている。		R5補正（地）
		事務費																																		
	2	R4	単	○	○	原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業（事務費）		-	○	○	④-Ⅳ．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	-	6,197	6,197				-	6,197				①コロナ禍において物価高騰が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。あわてて必要な事務経費 ②低所得世帯への給付金に係る事務費 ③ 【事務費総額　7,671千円】 ・人件費（会計年度任用職員分）　1,738千円 ・事務用消耗品、封筒等印刷費本他に関する費用費　597千円 ・郵送料、振込手数料に関する役務費　2,785千円 ・情報処理業務、事業運営業務に関する委託料　2,329千円 ・その他（会計年度任用職員の職員手当）　222千円	-	-	-	-	R5.6	R5.12	給付日標件数：7,800件	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html			R5補正（地）
	3	R4	単	○	-	原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業（住民税均等割非課税世帯及び家計急変世帯を除く）		-	○	○	④-Ⅳ．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	21,090	21,090				21,090					①コロナ禍において物価高騰が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金 ③事業Noと同一事業 【給付総額　59,670千円】(うち,県補助金対象外分21,090千円) ・A生活保護世帯（住民税均等割非課税世帯以外）　3世帯×30千円=90千円 ・B租税条約により免除を受けた非課税世帯　41世帯×30千円=1,230千円	-	-	○	-	R5.6	R5.12	給付日標件数：2,200件	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html	物価高騰の影響により生活困窮しているのは、住民税均等割非課税世帯だけでなく、生活保護世帯、租税条約により免除を受けた非課税世帯、均等割のみ課税世帯においても同様であると考える。均等割のみ課税世帯に		R5補正（地）
	4																																			
	5	R4	単	○	-	原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業（長野県支援金）		○	-	○	④-Ⅳ．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	-	38,581	1	1							38,580	①コロナ禍において物価高騰が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金 ③事業Noと同一事業 【給付総額　59,670千円】(うち,県補助金対象分38,580千円) ・A生活保護世帯（住民税均等割非課税世帯以外）　3世帯×30千円=90千円 ・B租税条約により免除を受けた非課税世帯　41世帯×30千円=1,230千円	-	-	○	-	R5.6	R5.12	給付日標件数：1,500件	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html	物価高騰の影響により生活困窮している住民税均等割非課税世帯だけでなく、住民税均等割のみ課税世帯へも給付する。生活のあらゆる面で使用できるよう金銭給付としている。		R5補正（地）
		事務費																																		
	6	R4	単	○	○	原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業（住民税均等割非課税世帯及び家計急変世帯を除く）（事務費）		-	○	○	④-Ⅳ．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	-	1,474	1,474					1,474				①コロナ禍において物価高騰が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持するにあたって必要な事務経費 ②低所得世帯への給付金に係る事務費 ③ 【事務費総額　7,671千円】 ・人件費（会計年度任用職員分）　1,738千円 ・事務用消耗品、封筒等印刷費本他に関する費用費　597千円 ・郵送料、振込手数料に関する役務費　2,785千円 ・その他（会計年度任用職員の職員手当）　222千円	-	-	-	-	R5.6	R5.12	給付日標件数：2,200件	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html			R5補正（地）
	7	R4	単	○	-	学校給食物価高騰対策支援事業補助金		-	○	○	④-Ⅳ．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	44,339	44,339				44,339					①コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者に追加的な負担を生じさせないために、物価高騰分の給食費を市が補助し、従来通りの栄養バランスや量を保った給食提供を行う。学校給食会計に対して補助金を交付。10-6-4-1-0-1-18-2-4学校給食物価高騰対策事業補助金から支出。 ②高騰した分の食材費入費（教職員は除く） ③ ・補助金額（児童生徒分のみ） 丸山共同調理場　259,781食×30円＝7,793,430円 矢高共同調理場　673,757食×30円＝20,212,710円 竜峰共同調理場　297,203食×30円＝8,916,090円 南信濃給食センター　13,200食×30円＝　396,000円 上郷小学校給食室　138,430食×30円＝4,152,900円 高陵中学校給食室　95,567食×30円＝2,867,010円 合　計　44,338,140円 ・児童・生徒1人・1食あたり30円※ ※令和4年4～6月の1食あたり平均単価(318.85円) ― 前年同期の1食あたり平均単価(291.37円) ≒ 27.48円 ≒ 30円 ④ ・支援対象者 子育て世帯	-	-	-	-	R5.4	R6.3	・物価高騰に対応するための年度途中の給食費の値上げを0円にする。(保護者の経済的負担を増加させない。) ・学校給食の質を維持する。	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html			R5当初(地)

	国の予算年度	補助金等の執行期限	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分 通常交付金	重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充てていない	種類	⑤を選択した場合、より効果がありと考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	B 2 国の R4予算分（交付限度額④）	B 3 国の R4予算分（交付限度額⑤）	B 3' 国の R4予算分（交付限度額⑥）	B 4 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	B 4' 国の R4予算分（交付限度額⑨、⑩）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④をふまえ、それぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③限度額（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検索促進枠の他方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP, 広報紙など）	参考資料	備考① 地方単独事業に関連しているR3国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
8	R4	単	○	－	エネルギーコスト削減促進事業補助事業	－	○	○	④-Ⅱ. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		89,335	89,335				89,335				①廃棄されるエネルギーコスト削減額動態を補助・拡充し、コロナ禍における原油・原材料価格の高騰等に直面する市内事業者が取り組む事業活動の省エネ化、再エネの導入を総合的に支援し、エネルギーコストの削減とCO2の削減の両立を目指すとともに、GXやゼロカーボンに対する社会的士気の高まりにより求められるサプライチェーンのゼロカーボンにを下支えし、産業振興につなげることを目的として支援する。 ② ・飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金 80,000千円（1,600千円×50件） ・事務費（エネルギーコスト削減促進事業支援業務委託料9,155千円（1式）、消耗品100千円、印刷製本費80千円） ③ 発電設備以外 2／3以内（対象経費150万円以下） 1／2以内（対象経費150万円を超える部分） 発電設備 出力1kWあたり5万円以内 ※補助対象経費15万円以上 補助上限額300万円 ④対象設備の更新・新設を実施する建物等を市の区域内に有する中小企業等の事業者（長野県内に本社・本店機能を有する者に限る）	－	－	－	－	R5.7	R6.3	①削減されるエネルギーコスト（全体） 12,000千円/年 ②削減されるCO2排出量（全体） 200t-CO2/年	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html			R5補正（地）
9	R4	単	○	－	社会福祉施設等原油価格等物価高騰対策支援事業	－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		165,814	165,814				165,814				①障がい福祉事業、介護保険事業及び児童施設等を行う事業所は、物価高騰による支出増分を利用料に反映し値上げすることができず、また、コロナ禍における利用者減少による収益減もあり安定的な福祉サービスの提供に大きな影響を及ぼしている。物価高騰分の一部を補助することにより、安定的なサービスの提供及び運営継続ができる。 ②周用費：200千円・役務費：150千円・負担金補助及び交付金：165,464千円 計165,814千円 ③ 費用費（消耗品費）：200千円 役務費（通信運搬費）：150千円 負担金補助及び交付金：165,464千円 長野県も同様の補助事業（社会福祉施設等価格高騰対策支援事業費＊1）がありますが、対象施設が一部異なるため、長野県が補助する施設は、飯田市との差額分を補助し、長野県が補助しない施設は、飯田市の規定により全額を補助する。 ○飯田市（令和5年4月から令和6年3月分の12ヶ月分） 基準単価 ア 入所・居住・多機能型施設：366千円/施設（6ヶ月分） イ 通所系施設：150千円/施設 ウ 訪問系施設：60千円/施設 加算単価 ア 入所・居住・多機能型施設：18千円/定員1人（6ヶ月分） イ 通所系施設：5千円/定員1人 ア 366千円×77施設＋18千円×2,371人＝70,880千円 イ 150千円×145施設＋5千円×2,035人＝94,934千円	－	－	－	－	R5.4	R6.3	対象事業者数に対する交付事業者数の比率 ： 100%	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html			R5補正（地）
10	R4	単	○	－	公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業	－	○	○	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	○	⑤地域公共交通や地域観光事業に対する支援		21,601	21,601				21,601				① ・コロナ禍の燃料価格高騰により影響を受けている市内の公共交通（バス・乗り合いタクシー路線含む）や交通事業者に対し、対象車両の運行のために購入した燃料（軽油・ガソリン・LPガス）の価格高騰分を直接的に補助する。 ・これにより、公共交通の利用者に経済的負担を求めることなく、市民生活及び経済活動を支える公共交通の安定的な運行の維持に寄与することができる。 ② 補助金21,601 千円 ③ ・定額給 補助対象期間（R5年4月から3月）に、対象車両の運行のために購入した燃料（軽油・ガソリン・LPガス）の合計に、以下の支援単価（価格高騰相当分）を乗じた金額 補助支援単価 ※市の単価契約等に基づき設定 ガソリン：25.00円/ℓ、軽油：35.00円/ℓ、LPガス：39.00円/㎥ 使用量は昨年度実績より概算 ●ガソリン：支援単価25円/ℓ × 使用量95,600ℓ ＝3,346,000円 ●軽油：支援単価35円/ℓ × 使用量445,200ℓ ＝15,582,000円 ●LPG：支援単価39円/㎥ × 使用量27,000 ㎥ ＝2,673,000円 計21,601,000円 ④ ・対象事業者 飯田市内に本社機能を有する公共交通事業者：公共交通（路線バス・タ	－	－	－	－	R5.4	R5.11	公共交通を維持し、安定的に運行する、事業の縮小を防ぎ、以下の燃料分の補助支援を行う。 市内の路線バス、タクシー、高速路線バスのt か月分の燃料（ガソリン 90,000ℓ、軽油 450,000ℓ、LPG 32,000㎥）	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html			R5補正（地）
11	R4	単	○	－	酪農経営継続支援事業補助事業	－	○	○	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		6,096	6,096				6,096				①酪農においてはコロナ禍での飼料価格高騰等により廃業戸数が令和4年度後半から急激に増加しており、その傾向は長野県において顕著である。こうしたことから、支援金を支給することにより酪農業における経営負担を軽減し、経営継続を支援する。 ②酪農業への補助金 ②支援対象者が飼育する乳用牛の頭数(令和5年2月に飯田家畜保健所に提出した「定期報告」の頭数)に8,000円を乗じた額 乳用牛762頭×8,000円＝6,096千円 ④市内に住所を有し、酪農を経営している者	－	－	－	－	R5.7	R5.10	アンケートにより満足度を調査 ・農業経営継続の「大いに役に立った」「役に立った」と感じた農家者の割合 80%	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html			R5補正（地）
12	R4	単	○	－	観光客おもてなし環境整備支援事業	－	○	○	④-Ⅱ. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	○	⑤地域公共交通や地域観光事業に対する支援		8,130	8,130				8,130				①全国旅行支援の終了後の観光業界については、引き続き回復基調にあるしかし、当市の現状をみるとコロナ禍における物価高騰による影響の下、高速化した通信機器の更新といった設備投資への対応ができない状況にある。特に海外諸国に為っては、コロナ禍前から十分に取り込めていない状況が継続しており、各事業者は回復需要の取組に直面している。こうしたことから、市内振興施設や観光施設の情報発信機器の更新や受け入れ時に必要なQR動線訴機などの環境整備に必要な経費の一部を支援する。 ②経費の内容 会計年度任用職員人件費 1,674千円 消耗品費 33千円 通信運搬費 29千円 観光客おもてなし環境整備支援事業補助金 6,394千円 ③補賞規模 補助金額：対象経費の1／2 補助上限額30万円 対象経費 Wi-Fi環境の整備、電子決済端末導入整備、多言語表記の整備など 対 象 数 ：市内観光関連事業者 143社（宿泊事業者44社／旅行業者11社／観光関連事業者88社） 申請のあった事業者に補助を行う。 ④事業の対象：市内観光関連事業を営まれた中小事業者等	－	－	－	－	R5.7	R6.3	アンケートにより満足度を調査 ・海外誘客の投備投資に向けて「大いに役に立った」「役に立った」と感じた観光関連事業者の割合 80%	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html			R5補正（地）
13	R4	単	○	－	指定ごみ袋原油価格高騰対策支援事業補助金	○	－	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		23,614	23,614		23,614						①各種ごみ袋は、コロナ禍による物価高騰により、原油価格の高止まりでポリエチレン製品の製造原価が高騰するなど、値上げをせざるを得ない状況となっている。コロナ禍において物価高騰等に直面する市民に追加的な負担を求にさせないために、物価高騰分のごみ袋代を市が補助することで、現行価格を維持する。 ②補助金：23,614千円 ③飯田市指定ごみ袋全6種の製造者に補助を行う プラ資源7L 50円×20,000パック＝1,000,000円 プラ資源45L 57円×72,000パック＝4,104,000円 金属資源 50円×14,000パック＝700,000円 燃やすごみ大 58円×230,000パック＝13,340,000円 燃やすごみ小 43円×90,000パック＝3,870,000円 埋立ごみ 50円×12,000パック＝600,000円 ④飯田市指定ごみ袋全6種の製造者	－	－	－	－	R5.4	R6.3	令和5年度中の指定ごみ袋製造業者の値上げ:0円	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html			R5当初（地）
14																																					
15	R4	単	○	－	中小企業者等利子相当額補助事業	－	○	○	④-Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		19,316	19,316				19,316				①コロナ禍における原材料、エネルギー等の物価高騰の影響を受けている中小企業者等を対象として、飯田市及び長野県の融資制度を利用し、市に預金する借入当初12か月分の利子相当額を先払いで補助することにより迅速な資金繰り支援をする。 ②融資制度の借入当初12か月分の利子相当額（市、県制度資金利子補助金）を先払いで補助する。 ③ ア 令和4年度に利用された融資制度における利子相当額36,792千円…① イ 利用想定 令和4年度と同等とする。…② ウ 対象期間 令和5年4月から12月末まで（9か月間）…③ エ 物価高騰の影響条件を満たす中小企業者等の割合 7割…④ ⑤ ①×②/12）×③/12）×④/0.7）＝19,316千円 ④飯田市及び長野県の融資制度の利用者のうち、直前3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、令和4年同月に比べ10%以上減少した中小企業者等に限る。	－	－	－	－	R5.4	R6.3	対象者から交付申請があった都度速やかに交付する。 目標件数：110件	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html			R5補正（地）
16	R4	単	○	－	物価高騰対策生活支援金給付事業【低所得者世帯支援金1.通常分】	○	－	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		122,817	122,817	122,817							①コロナ禍において物価高騰が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得世帯の経済的負担の軽減を図る。 ②周用費：163千円、役務費：1,949千円、委託料：19,905千円、負担金補助及び交付金：100,800千円 ※原油価格・物価高騰対応分及び重点交付金分への充当額は除く。 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への充当額は除く。 ③対象世帯数：11,200世帯 ・費用費（消耗品費）28,000円 ・費用費（印刷製本費）12.1円×11,200通＝135,520円 ・役務費（通信運搬費）64円×11,200世帯＝716,800円 ・役務費（手数料）110円×11,200世帯＝1,232,000円 ・委託料19,904,640円 ・負担金補助及び交付金（生活支援金）9,000円×11,200世帯＝100,800,000円 ※原油価格・物価高騰対応分及び重点交付金分への充当額は除く。 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への充当額は除	－	－	○	－	R5.12	R6.3	令和6年2月から支給開始	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html		コロナ禍において物価高騰が続くので低所得世帯への支援を行うことで、低所得世帯の経済的負担の軽減を図る。	R5補正（地）

	No.	国の予算年度	補助事業番号	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯を支援対象とする事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分		コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A	B								C	D	事業の概要（①②③④をかぎりそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検索促進枠の他方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP、広報紙など）	参考資料	備考① 地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
								通常交付金	重点交付金						総事業費	交付対象経費	Ｂ１ 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	Ｂ２ 国の R4予算分（交付限度額④）	Ｂ３ Ｂ３’ 国の R4予算分（交付限度額⑤）	Ｂ３’’ 国の R4予算分（交付限度額⑥）	Ｂ４ Ｂ４’ 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	Ｂ４’’ 国の R4予算分（交付限度額⑨、⑩）	国庫補助額	その他 （一般財源や補助対象外経費等）												
	17	R4	単	○	－	物価高騰対策生活支援金給付事業【低所得者世帯支援金】(原油価格・物価高騰対応分)		○	－	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		122,817	122,817		122,817								①コロナ禍において物価高騰が続くなかで低所得世帯への支援を行うことで、低所得世帯の経済的負担の軽減を図る。 ②費用費：163千円、役務費：1,949千円、委託料：19,905千円、負担金補助及び交付金：100,800千円 ※通常分及び重点交付金分への充当額は除く。 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への充当額は除く。 ③対象世帯数：11,200世帯 ・費用費（消耗品費）28,000円 ・費用費（印刷製本費）12,1円×11,200通＝135,520円 ・役務費（通信運搬費）64円×11,200世帯＝716,800円 ・役務費（手数料）110円×11,200世帯＝1,232,000円 ・委託料19,904,640円 ・負担金補助及び交付金（生活支援金）9,000円×11,200世帯＝100,800,000円 ※通常分及び重点交付金分への充当額は除く。 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への充当額は除く。 ④対象世帯数：11,200世帯 ・令和6年度分の住民税均等割未課税世帯（9,000世帯）	－	－	○	－	R5.12	R6.3	令和6年2月から支給開始	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html	コロナ禍において物価高騰が続くなかで低所得世帯への支援を行うことで、低所得世帯の経済的負担の軽減を図る。		R5補正（地）
	18	R4	単	○	－	物価高騰対策生活支援金給付事業【低所得者世帯支援金】(重点交付金分)		－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援		122,817	122,817				122,817						①コロナ禍において物価高騰が続くなかで低所得世帯への支援を行うことで、低所得世帯の経済的負担の軽減を図る。 ②費用費：163千円、役務費：1,949千円、委託料：19,905千円、負担金補助及び交付金：100,800千円 ※通常分及び原油価格・物価高騰対応分への充当額は除く。 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への充当額は除く。 ③対象世帯数：11,200世帯 ・費用費（消耗品費）28,000円 ・費用費（印刷製本費）12,1円×11,200通＝135,520円 ・役務費（通信運搬費）64円×11,200世帯＝716,800円 ・役務費（手数料）110円×11,200世帯＝1,232,000円 ・委託料19,904,640円 ・負担金補助及び交付金（生活支援金）9,000円×11,200世帯＝100,800,000円 ※通常分及び原油価格・物価高騰対応分への充当額は除く。 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への充当額は除く。 ④対象世帯数：11,200世帯 ・令和6年度分の住民税均等割未課税世帯（9,000世帯）	－	－	○	－	R5.12	R6.3	令和6年2月から支給開始	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html	コロナ禍において物価高騰が続くなかで低所得世帯への支援を行うことで、低所得世帯の経済的負担の軽減を図る。		R5補正（地）
	19	R4	単	○	－	物価高騰対策生活支援金給付事業【子育て世帯支援金】		－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		84,437	84,437				84,437						①コロナ禍において物価高騰が続くなかで子育て世帯への支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。 ②費用費：112千円、役務費：1,340千円、委託料：13,685千円、負担金補助及び交付金：69,300千円 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への充当額は除く。 ③対象世帯数：7,700世帯 ・費用費（消耗品費）19,250円 ・費用費（印刷製本費）12,1円×7,700通＝93,170円 ・役務費（通信運搬費）64円×7,700世帯＝492,800円 ・役務費（手数料）110円×7,700世帯＝847,000円 ・委託料13,684,440円 ・負担金補助及び交付金（生活支援金）9,000円×7,700世帯＝69,300,000円 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への充当額は除く。 ④対象世帯数：7,700世帯	－	－	○	－	R5.12	R6.3	令和6年2月から支給開始	飯田市公式Webサイト https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/koronakouhukin.html	コロナ禍において物価高騰が続くなかで子育て世帯への支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。		R5補正（地）